

## 保育環境等向上支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等の運営者が行う保育の質の向上のための設備整備や多機能化の取組など、保育環境の充実に資する事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる施設（以下「補助対象施設」という。）を運営する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園であって、地方公共団体以外の者が運営するもの
- (2) 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設であって、地方公共団体以外の者が設置するもの

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って補助対象施設で実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 保育の質の向上のために行う施設又は施設の付帯設備の整備
- (2) 保育所等の多機能化に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号の事業において、入所児童の処遇及びその保護者の支援に関係のない事業
- (2) 既に設置されている施設の付帯設備を同等のものに買い換える事業
- (3) 国や府の他の補助制度の対象となる事業（市町村が独自に実施する事業を除く）
- (4) 前項第1号の事業において、施設の付帯設備の整備にあつては、1設備あたりの整備費用が25万円未満の事業
- (5) 前項第2号の事業において、事業費の合計額が25万円未満の事業

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象施設の運営に係る経常的な経費
- (2) 用地の取得及び補償費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第1項に掲げる事業のうち1又は2以上の事業を一の年度において実施する場合における補助金の合計額については、補助対象施設ごとに50万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、補助対象事業の内容等について審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を行うときは、あらかじめ、保育環境等向上支援事業の応募に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）に意見を聴かななければならない。

(意見聴取会議)

第8条 保育環境等向上支援事業費補助金の交付について知事に意見を述べさせるため、意見聴取会議を置く。

2 意見聴取会議について必要な事項は、別に定める。

(補助対象事業の内容の変更)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けたものが、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 第7条の規定による交付決定を受けたものが、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止（廃止）申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 第7条の規定による交付決定を受けたものは、規則第13条の規定による実績報告書（別記第4号様式）を補助金の交付決定に係る年度の2月28日までに提出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に着手した第 3 条第 1 項に規定する補助対象事業に対して適用する。